



〒220-6010
 横浜市西区みなとみらい 2-3-1
 クイーンズタワー A 10F
 電話: 045-682-5271 FAX: 045-682-5253

W04835364号-5

日本原燃株式会社 殿

2017年9月1日

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド
 インスペクションサービス 事業部長 森村雅彦



2017年度 第1回定期監査 報告書 (その5) 監査室の監査結果

1. 一般事項

依頼法人	日本原燃株式会社	〒039-3212 青森県上北郡六ヶ所村大字尾駈字沖付4-108
監査名	2017年度 第1回定期監査	
監査対象部門	(その5) 監査室	
監査場所	日本原燃株式会社 事務本館	
監査実施日	2017年7月21日	
担当監査員	(ロイド・レジスター・グループ・リミテッド)	

2. 2017年度 第1回 定期監査の視点

2.1 背景及びこれまでの状況

ロイド・レジスター・グループ・リミテッド (以下、LR と記す) は、日本原燃(株) (以下、JNFL と記す) に対して、2004年度第1回定期監査以来、年2回の頻度で、定期監査を実施して参りました。

これまでの一連の監査では、2003年の「プール水漏洩」事象に対する「品質保証体制の改善策(小分類レベルで32項目)(以下、「改善策」と記す)」及び、2009年1月に再処理工場での「高レベル廃液の漏洩」事象を受けて策定された「安全基盤強化に向けたアクションプラン(※) (以下、「アクションプラン」と記す)」の実行状況とPDCA展開状況に焦点を当て続けると共に、各部門の日常的な品質保証活動が「改善策」の成果を反映して適切に実施されていることの確認に注力してきました。

※：旧品質保証室、濃縮事業部及び埋設事業部は、再処理事業部からの水平展開という位置づけでアクションプランに対応していました。

これまでの監査の過程で確認した監査項目として、「アクションプラン」の総括、「改善策」の成果を反映した日常業務活動、品質マネジメントシステム(以下、「QMS」と記す)の対応状況、再処理事業部のミニ工場化による組織の再編成に伴う活動、及びヒューマンエラーが関与したトラブル/不適合に対する改善活動等が代表的なものとして挙げられます。これらの活動内容を監査した結果、監査対象である個々の活動は風化・形骸化することなく定着していると共に、随所に自律的改善が展開されていることを確認し、全体としてはQMSが各部署に浸透し、定着している健全な状態と見受けられる旨の評価を行いました。

一方、2016年度の第3回保安検査においては、安全・品質本部の保安活動における不適切な意思決定プロセスに関する指摘等を受け、その結果として、原子力規制委員会から報告徴収命令が発せられた経緯があります。これによって、JNFLが経営の最重要課題として全社をあげて是正措置等を迅速かつ確実に実行すること、並びに会社全体として実施する継続的な改善活動を進めるとの決意をされた状況に鑑み、LRとしてもこの事態を念頭に置いた上で監査に臨むこととしました。

2.2 2017年度 第1回定期監査の対応方針

今回の監査は、全体的には前回監査の実施項目を踏襲し、JNFLの各受審部署において、品質目標に設定された主要テーマの活動が、効率的・効果的に実行されているか否かをプロセス監査により確認することを基本的な視点としました。

加えて、上述のごとく、保安検査において重大な問題提起がなされたことから、さらに保安活動に踏み込んだ監査とすべく、「各事業部、本部および室の保安活動が継続的に改善されている状況(特に安全品質本部、監査室は是正措置活動の実施状況を含める)」を主要な視点としました。

また、これまでの監査においてQMSに係る活動と位置付けた「マネジメントレビュー」、「不適合管理の取り組み状況」及び「内部監査の実施状況」については、引続き監査対象としました。

以上の対応方針を基に、2017年度 第1回定期監査の実施項目を表1に示します。

表1 2017年度 第1回定期監査の実施項目

	監査実施項目	監査対象
(1)	日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況	○
(2)	保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況	○
(3)	マネジメントレビューの実施状況	○
(4)	不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況	○
(5)	内部監査の実施状況	○
(6)	その他(教育・訓練、力量管理の状況等)	○

なお、前回までの監査結果で指摘事項がないので、フォローアップの対象はありませんでした。

3. 監査の態様

監査は、文書監査と実地監査で構成しますが、実地監査(現場監査を含む)を主体に行いました。但し、監査実施項目の中で事前査読が必要な特段の文書があれば、事務局経由で送付して頂き、文書監査の対象に組み入れるものとなりました。

3.1 文書監査

文書監査は、ある業務を実施するための方策・手順・基準等が適切に文書化されていることを確認するものです。但し、今回の監査では、詳細な内容把握が必要な規定類が実地監査の過程で提示された場合のみ、文書監査を行うこととしました。

3.2 実地監査

実地監査は「決めたことが決めた通りに実行されている」ことを検証すると共に、PDCA 展開状況の評価を行うものです。

実地監査では「実態を把握する」ことが重要であり、受審部門によって事前に準備された状況を見るのでは意義が薄いものとなります。従って、受審部署が実行の証を示すエビデンスの検索にある程度の時間を要するとしても、可能な限り抜き打ち性に注力しました。

4. 監査の基準

客観的な判定・評価を行うために、監査基準を定めておく必要があります。今回の監査では、下記を監査基準としました。

- ◆JNFL 全社品質保証計画書、及び下位の社内標準類
- ◆JEAC4111-2009 (日本電気協会) (諸活動の底流として)

5. 監査結果の評定

監査結果については、監査項目ごとに所見を表示しました。

なお、監査過程で気づいた事項は、以下の区分に基づいて評定しました。

区分	定義
指摘事項	定めた要求事項が実践・実行されていない事項。不適合相当であり是正が必須。
観察事項	定めた要求事項がほぼ実践・実行されているが、その程度が必ずしも十分でないため、何らかの改善を期待する事項。
提言事項	定めた要求事項が実践・実行されている。その上で、今後のより優れた運用を期待して参考提言する事項。提言事項の採否は、被監査部門の任意でよい。
良好事例	さらなる自律的改善が図られており、他の部署にも参考となる事例。

6. 監査員

監査では客観性を重視して2名1組のチームで対応し、1名が司会進行役を務めました。

7. 監査結果

監査室に対する監査実施項目は、上記 2.2 項 表 1 に示した通りであり、このたびの被監査部署は 1 部署でした。

監査結果を添付 1 に、今回の監査における提言事項を添付 2 に、良好事例を添付 3 に、そして、監査日程と出席者を添付 4 に示します。

総合所見は、下記の通りです。数少ない部署でのサンプリング方式による監査の限界により、ある特定の場面を観察したという一面を表したものですが、大綱的には実態を捉えていると考えられます。

7.1 「指摘事項」、「観察事項」、「提言事項」

監査では、口頭説明ではなく活動状況を示すエビデンスの提示を求めました。時間の制約範囲において、2.2 項の表 1 の内容を可能な限り監査した結果、「指摘事項」及び「観察事項」は観察されませんでした。なお、1 件の「提言事項」を提起しましたので、詳細については添付 2 (提言事項) をご参照下さい。

7.2 「良好事例」

日常活動の中で、PDCA を展開して、さらなる改善、あるいは、新たな仕組みの構築が進められています。こうした気運の中で、印象深く感じ、かつ、他部署に対しても参考となる 1 件の「良好事例」を添付 4 に示しました。さらなる自律的改善が図られている事例としてご参照下さい。

7.3 監査実施項目に対する個別所見

(1) 日常業務 (品質目標に取上げられた主な活動) が、効率的・効果的に実行されている状況

品質目標からサンプリングした、品質マネジメントシステムの有効性の継続的改善においては、不適合処理の迅速化を狙いとした活動と、日常業務の基本となる各種要領の見直しが行われておりますが、いずれも具体的な実施事項、達成指標、達成期限などが明確になっており、かつ、発生済みの不適合に係る対応、及び要領の見直し件数については現時点で目標を達成していることから、日常業務は効果的に実施されていると見受けられます。

(2) 保安活動 (保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等) が継続的に改善されている状況

報告徴収命令に係る是正措置アクションプランでフォローが義務付けられた事項並びに自主的に策定した事項については、品質監査グループの活動が展開されており、例えば、濃縮事業部の保安活動適正化に係る安全・品質本部の活動に対する検証の不備に対しては、既存の検証要領廃止と同要領に基づいた検証結果の無効化などの処置が行われ、また、監査室の独立性確保や監査室の業務限定などを盛り込んだ是正処置が行われていることなどを確認しました。

(3) マネジメントレビューの実施状況

マネジメントレビューについては、2016 年度第 4 回マネジメントレビューのアウトプットでの指示事項が明確になっており、その指示に基づいて 2017 年度の品質目標が設定されていることより、適切に機能していると捉えることができます。

なお、インプットのまとめ方において改善の余地が観察されましたので、その内容については部門別所見で詳述します。

(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況

集積 RCA の未実施事象に対しては不適合管理票が起票され、処置として 2016 年度上期に発生の不適合に対する類似性及び頻発傾向分析が行われ、是正処置として、根本原因分析対象のスクリーニングに係る規定が、監査室不適合管理要領に反映されていることを確認しました。不適合処置については、特段の懸念される事象は観察されませんでした。

(5) 内部監査の実施状況

内部監査については、2016 年度の実績を基にした総括が行われ、特に監査の適切性に係る実施部署としての反省点がまとめられており、これを 2017 年度の監査計画に反映している状況から、内部監査の PDCA サイクルが適切に機能していると捉えることができます。

また、2017 年度の監査計画においては、特に保安検査での指摘事項の対応状況が個別項目のひとつになっていることから、注力すべき課題として考慮していることが確認できました。現時点では懸念される事象は観察されませんでした。

(6) その他(教育訓練、力量管理の状況等)

教育訓練並びに力量管理の状況については、主要業務の実行状況や保安活動の継続的な実行状況を監査する過程で監査しましたが、特段の懸念される事象は観察されませんでした。

8. 終わりに

今回の定期監査は、品質目標から抽出した日常業務における実行・実践状況、保安活動の継続的な改善状況、マネジメントレビューや内部監査の実施状況、並びに不適合管理の状況などを通じて、JNFL が経営の最重要課題として位置付けた報告徴収命令への対応に注力して実施しましたが、被監査部署のすべての社員が一丸となって問題の解決に取り組んでおり、また、全社をあげての継続的な改善活動が精力的に進められている状況を観察することができました。

ご参考までに付言しますが、内部監査は日常的に行うものではなく、特定の時期に、しかも部署毎に限られた時間制約の中で行わなければならないことから、基本的にはサンプリング手法に頼らざるを得ない側面があるので、余程の時間的な余裕がない限り、逐条的な監査ではなく、的を絞った進め方が求められる活動であります。

この場合の「的」とは、被監査部門・部署の「弱点」のことであり、そこをあぶり出すことによって効果的な内部監査にすることが可能になります。そのためには、監査室は、日常から被監査部門・部署の弱点を見つけ出す努力が必要となりますが、誰しも自らの弱点をさらけ出すことはしないので、そのような情報を積極的に取りに行く活動をするようになります。

元来、被監査部門は、監査部門を好意的に見てくれない傾向にあります。被監査部門の抱えている問題について、監査部門が共に悩み、共に解決しようとする姿勢を前面に打ち出すことで、期待される監査部門に変わることがあります。そのためには、日ごろの「良好なコミュニケーション」を維持することも必要となりますが、それは単に顔をつき合わせ、言葉を交わすことだけではなく、お互いの信頼関係を築くことに他なりません。その

ことによっていろいろな情報が入るようになることがあるので、これまで以上に被監査部門との信頼関係を築くためのコミュニケーションを深めては如何でしょうか。

おわりに、すべての被監査部門の監査結果を踏まえた総合所見は、全体総括編(W04835364号-0)に記載するので、ご参照ください。

以上

2017 年度 第 1 回定期監査結果

(監査室)

被監査組織ごとの監査結果を記載した。サブタイトルに付した()内の番号は、本文 2.2 項の表 1 の番号に対応している。

2017年度 第1回定期監査 部門別 監査結果

被監査部門	監査部 品質監査グループ	
監査実施日	2017年7月21日	Ta
<p><u>(1) 日常業務(品質目標に取上げられた主な活動)が、効率的・効果的に実行されている状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆「不適合事象発生から1か月以内の処置完了、及び事象発見日から15日営業日以内の是正処置計画」に対しては、2017年度で2件の不適合が発生し、いずれの案件も1か月以内に処置完了し、並びに、是正処置の対象案件(1件)についても、発生日から7日後に是正計画が作成され、目標を達成していることを確認しました。(資料①) ◆「要領・要領の見直し2件以上」に対しては、不適合管理要領(資料②③)など、現時点で3件の見直し実績となっており、既に通年の目標を達成していることを確認しました。 <p><u>(2) 保安活動(保安検査での指摘事項の対応状況、報告徴収命令の是正処置状況等)が継続的に改善されている状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆報告徴収命令に基づく是正対象の不適合事象(安全・品質本部の活動に対する検証の不備)(資料④)に対しては、検証要領廃止と同要領に基づいた検証結果無効化(資料⑤)の他、監査室の独立性確保や監査室の業務限定などの是正処置(資料⑥)が行われていることを確認しました。 <p><u>(3) マネジメントレビューの実施状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2016年度第4回マネジメントレビューのアウトプットとして、アンケート結果を踏まえた安全文化醸成の活動を次年度品質目標に反映することが指示されており(資料⑦)、2017年度品質目標に盛り込まれています。 ◆2017年度第1回臨時マネジメントレビューは、要領(資料⑧)に基づき(2)及び(6)が対象としてインプットがまとめられ実施されております。なお、添付2の提言事項1をご参照下さい。 <p><u>(4) 不適合管理(進捗管理等)の取り組み状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆集積RCAの未実施事象については不適合管理の対象(資料⑨)とし、2016年度上期に発生の不適合に対して類似性及び頻発傾向に対する分析が行われたこと(資料⑩⑪)を確認しました。 ◆是正処置として、根本原因分析対象のスクリーニングに係る規定が不適合管理要領(資料⑫)に反映されたことを確認しました。 <p><u>(5) 内部監査の実施状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ◆2016年度総括報告書(資料⑬)では、監査における各種コメントの分析に基づく被監査部署の強み・弱みのみならず、内部監査実施部署としての反省点がまとめられており、以降の内部監査の計画や実施面での有効活用が期待されます。 ◆2017年度の監査計画(資料⑭)が策定されておりますが、保安検査での指摘事項への対処状況など、当年度の監査の注力点が明確になっています。 ◆内部監査員の力量管理は、主任監査員による評価(資料⑮)を経て当該監査員に周知されるようになっております。それによって内部監査員の力量向上に結び付けていることを聴取しました。 		(参照文書・記録等)
<p>(第三者監査所見)</p> <p>報告徴収命令への対応は的確に行われております。一方、本来業務の内部監査については決められた要領に基づいて実施されており、改めての懸念される状況は観察されず、良好です。</p>		

監査における
提言事項

・提言事項は、より優れた運用を期待して参考的に提起するものです。採否については、被監査者に一任されます。

<提言事項>

1	マネジメントレビュー対象外項目の明確化
関連部門	監査部 品質監査グループ
<p>2017年度第1回臨時マネジメントレビューのように、レビュー対象項目が9項目のすべてを網羅するものではなく、(2)及び(6)（注釈参照）に限定して受ける場合は、それ以外の項目はレビューの対象外であることが容易に分かるようにしては如何でしょうか。</p> <p>そうすることによって、インプット漏れのないことがインプットの作成者のみならず、室長及び社長も容易に分かるようになるでしょう。</p> <p>注釈：(2) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方 (6) 予防処置及び是正処置の状況</p>	

監査における
良好事例

「自律的改善が行われている状況を監査チームは監査過程の随所で観察しました。その中でも、特に印象深く、他部署にとっても参考となる内容を「良好事例」として記載しました。

<良好事例>

1	内部監査の PDCA サイクル
関連部門	監査部 品質監査グループ
2016 年度 内部監査統括報告書においては、保安規定違反に繋がる重大な指摘を未然に防ぐことができなかつたことへの改善点が整理されておりますが、その内容を次年度の監査計画に反映されていることから、内部監査についても適切に PDCA サイクルが回っております。	

2017 年度 第 1 回 第三者定期監査出席者 (監査室)

月	日	曜日	時刻		時間	被監査部門	被監査部署	出席者	実施場所
			自	至					
7	21	金	9:10	9:20	0:10	監査室	被監査部署		H1 401 会議室
			9:20	11:05	1:45		品質監査 G		
			16:00	16:20	0:20		被監査部署		